

第12回滋賀県景観審議会屋外広告物適正化検討専門部会 議事概要

■実施概要

日時：令和2年（2020年）3月4日（水） 15:00～17:00

場所：滋賀県庁北新館3階中会議

■議事（1件）

・屋外広告物の規制の見直しに関する検討について

- ① 地域区分の見直し
- ② 禁止物件規定、適用除外規定、許可規定、その他規定の見直し
- ③ 許可基準改正の詳細

■出席者：

1. 轟委員、高井委員、黒川委員、西村委員、和田委員（6名中5名出席）
2. 事務局6名
3. 事務局関係者5名
4. 傍聴者：0名

■配布資料：

- ・資料1-1 第12回滋賀県景観審議会屋外広告物適正化検討専門部会資料（本編）
- ・資料1-2 地域区分図（たたき台） ※会議後回収
- ・資料2 第12回滋賀県景観審議会屋外広告物適正化検討専門部会資料（資料編）
- ・資料3 現地視察（案）
- ・別冊資料ファイル（屋外広告物見直し検討資料）
- ・基礎資料ファイル（滋賀県景観審議会関連例規集）
- ・基礎資料ファイル（景観行政団体景観計画）

■議事要旨

①地域区分の見直し

事務局	(地域区分の見直しについて説明)
委員	<p>6町からの意見への対応に関して、当初3㎡としていた面積基準の改正案について、竜王町からのご意見を受けて、5㎡に修正したということですが、国道等の幹線道路では表示面積のニーズが高いというのを踏まえた上で、県として3㎡という当初改正案を出されたのだと思います。竜王町との具体的なやりとり等、当初案の3㎡という面積基準を5㎡に修正した経緯をもう少し具体的に教えていただけますか。</p>
事務局	<p>基準設定の経緯については、各町には3㎡という目安をお示しして照会をかけておりましたが、町からの回答がある前に、県の内部で再検討する中で、やはり5㎡が適切という判断になっておりました。その後、竜王町からも同様のご意見をいただいたという経緯です。</p> <p>第3,4種地域については、国道等の幹線道路沿いが該当しますので、案内図板の面積については、十分な距離から視認できるかという点が課題になる部分です。第1,2種地域については、第1,2種低層住居専用地域のような幹線道路沿いではない住宅地、都市公園、中山道沿道等が該当し、これらの地域は、自動車交通からの視認性を重視する必要のない地域と考えて、面積基準を3㎡に縮小する改正案としています。自動車交通への重視の度合の大小によって、第1,2種地域では3㎡、第3,4種地域では5㎡、というかたちで基準を分けた改正案としております。</p> <p>面積基準については、3つ目の議題になりますが、資料本編の34ページに現行基準と改正案を示しています。</p>
委員	<p>第1～4種地域までは、非自家用広告物は、案内図板等に限る地域になるかと思っておりますので、その点もこの資料に明記しておくべきかと思えます。要するに、案内図板等に限るのか、一般広告も表示できるのかという点が、この第4種地域と第5種地域の境目として重要な点になっておりますので、その点を資料に反映していただくようお願いします。</p>
事務局	<p>今回の部会では、資料に反映させていただきます。</p>
委員	<p>現行の第3,4種地域にある既存の非自家用広告は、どの程度の面積のものが多いのか、大体でよいので、もしわかれば教えていただけますか。</p>
事務局	<p>現行規制では、許可地域Cが概ね該当し、非自家用(案内図板)の面積基準は5㎡ですので、既存の広告物は5㎡のものが多いと思われます。</p>
委員	<p>見直しの前提方針として、地域の指定は6町のまちづくり方針との整合に配慮するとのことですが、地図上の区分とは別に、明文化されたようなものはありますか。</p>

	<p>また、土地利用の具体的な方針は詳細に示されていると思うのですが、町全体として、20年後、30年後の長いスパンでの方針、スローガンのようなものはありますか。</p>
事務局	<p>明文化されたものとしては、例えば都市計画マスタープランが、主要なまちづくり方針として挙げられます。豊郷町は未策定ですが、その他の5町については、各町内の各地域でどのようにまちづくりをしていくかということの記載がございます。また、規制では、線引き都市計画区域の3町については、用途地域の指定がありますので、それらも各町のまちづくり方針を反映したものと捉えられるかと思えます。</p> <p>町全体のスローガンや方針については、各町が総合計画というものを持っており、土地利用だけでなく、福祉や教育等の分野も含めた、まちづくりの方針、スローガンが載っているものがあります。</p> <p>都市計画マスタープランや総合計画については、資料はご用意できていないのですが、別冊のファイルの方に、都市計画図（用途地域図）や土地利用方針図を掲載しております。</p>
委員	<p>方針やスローガンが、6町一覽で簡単に見ることができると、今後それぞれの景観を考えていく時に、方向づけについて意見しやすいので、簡易なかたちで資料として見せていただきたいと思えます。</p>
事務局	<p>次回の部会で何らかのかたちでお示しできるように準備させていただきます。</p>
委員	<p>6町からのご意見については、地区計画についてのものは、各地区計画の方針等に対応する形で基本的にはよいと思うのですが、3つ目と6つ目の役場等の公共施設や教育関連施設については、事務局としてどのように考えていますか。</p>
事務局	<p>竜王町からのご提案としては、公共施設と教育関連施設については第2種地域に入れるというのが趣旨ですが、他の5町に確認したところ、特にそのような意向はないとのことでしたので、6町全体に一般化、つまり条例化するというのは難しいのではないかと考えています。</p> <p>ただ、個別に指定する地域という形で条例化した上で個別に指定する、あるいは特別規制地域を活用して個別に指定することによって、反映していくことは、可能性としてはあると思っております。実際に指定するかどうかの検討はまだできておりません。</p>
委員	<p>おそらく役場庁舎に関しては、市街地の中に立地していて業務系として位置付けたいという市町と、そうではない立地になっている市町と、両方あると思えます。一方、教育施設に関しては、割と普遍性、共通性がある側面もあるので、少し揉んでいく必要もあるかと思えます。</p>

	<p>個別指定するときにも、どのような理由づけで指定するのかというところは、説明があるかと思しますので、その点はもう少し事務局としての位置付けを議論して、検討しておく必要があると思いました。</p>
委員	<p>線引き都市計画区域の町は、比較的このようなかたちでよいと思います。一方、非線引き都市計画区域の甲良町、豊郷町、愛荘町は、線引きの町と同じようなかたちでゾーニングがなされているように思うのですが、豊郷町の北側の部分、国道8号線から中山道にかけて、都市計画マスタープランや総合計画の図では大きく塗られているので、それを踏襲したかたちになっている気がするのですが、ここが横並びで見ると若干第6種地域が大きくとられている気がします。甲良町と比較すると、甲良町はかなりタイトに第6種地域を絞っている感じがあると思います。</p> <p>なかなか難しいところですが、ここについては、事務局としてどのように考えていますか。</p>
事務局	<p>豊郷町は滋賀県で一番面積の小さい町なので、地図の縮尺の関係上、豊郷町の第6種地域（黄色）が大きく見えるのですが、豊郷町の第6種地域の面積は、隣の愛荘町と比べたときには、特に大きいわけではないと考えています。国道8号線、鉄道駅、中山道といった主要な交通路線がありますので、市街地と見なせる部分も大きいと考えています。</p> <p>甲良町については主要な交通路線があまり通っておりませんので、非常に限定的に第6種地域を指定しているかたちになっております。</p>
委員	<p>第6種地域に指定している範囲の中に、農業振興地域の青地農地もいくらか含まれていますか。また、集落としては、いくつか含まれているかたちになっていますか。</p>
事務局	<p>青地農地を完全に除外すると、指定地域がモザイク状になってしまいますので、青地農地も第6種地域に一定含み込んだかたちでの地域指定となっています。</p> <p>集落については、いわゆる字単位で言いますと、今詳細に字の区域界を把握していませんので、明確なお答えはできないのですが、この面積であれば、いくつかの集落に分かれているかと思います。</p> <p>第5種地域なのか、第6種地域なのかについては、どの部分を市街地を含め、どの地域を集落・田園に含むかということですので、「どの部分を」ということについては、議論の余地があるものと考えています。</p>

②禁止物件規定、適用除外規定、許可規定、その他規定の見直し

事務局	(禁止物件規定、適用除外規定、許可規定、その他規定の見直しについて説明)
委員	認定優良広告物というものは、具体的にはどのような広告物を想定したのですか。
事務局	様々なものが想定されますが、例えば、伝統的な老舗のお店等の看板で、非常に歴史を感じさせるような看板等が、良好な景観形成に資する広告物として対象になってくると考えています。そのような広告物でも、許可基準を満たさないものも一部生じてくる可能性があるのですが、許可基準を適用してしまうと、撤去していただかなくてはならないという話になってしまいます。そうならないように、許可基準外ではあるが、非常に優良な広告物だと、一定賛同を得られるものであれば、許可基準を適用除外にしていくということを想定した制度を考えています。
委員	認定優良広告物について、歴史的なものや広告景観としてよいものだからということで、認定、顕彰するのは良いが、基準としては不適格というものが出てくる。基本的にはいい制度だと思うのですが、評価の方法や基準は、しっかり検討していく必要があると思います。対象も歴史的なものだけではないと思います。 これは既存不適格なものについてどう対応していくかというのが発端ですか。
事務局	特段、それを想定したというわけではありません。
委員	優良な広告物を作ろうというインセンティブとして、優良広告物に認定されたら、町や県の広報の中で掲載するようなことができれば、より動機付けになると思います。単に、許可期間が6年に延長されるということだけでは少し弱いのではないかと思います。 また、許可期間については、しっかりした材質と間違いのない工法で、安全性が特に十分担保された広告物であると認められるものについても、許可期間が最初の1回目だけでも長く設定できるということがあってもよいのではないかと思います。
事務局	前回の部会でも、優良な広告物の表彰制度について、審議の中でご提案をいただいていたと思います。認定制度と広報誌掲載や表彰との連携についても、今後検討できればと思います。
委員	許可規定に係る性質区分について、大分類で自家用と非自家用に分けるのはもっともだと思うのですが、非自家用の中の公衆利便広告物の中に、営利用案内図板が入っているのは、違和感があります。営利用案内図板は公衆利便広告物から外し、非自家用広告は、公衆利便と、それ以外に分

	<p>けるのがよいと思います。営利用案内図板は公衆利便広告物から外してもいいのではないかと感じました。</p>
事務局	<p>営利用案内図板については、国が作成している条例ガイドラインがあり、公衆利便広告物は、禁止地域でも設置できる広告物ということで位置付けがあります。その解説の中で、この公衆利便広告物には、営利の店舗等を案内する広告物も含むということになっており、今回はその考え方を踏襲して設定したものです。</p> <p>あくまで分類、整理の話ですので、営利用案内図板を公衆利便広告物とは分けたかたちで定義するというのも選択肢として、どのような分類が適正なのか、もう一度検討したいと思います。</p>
委員	<p>違反処理規程の違反者等氏名公表について、業違反は公表することの公益性が高いとの記載がありますが、もう少し具体的にご説明いただけますか。</p> <p>また、ここで言う業違反というのは、業登録をせずに営業行為を行ったとかではなく、業の取り消し等をされた、取り消しをされるような行為をした場合に限って、名前を公表するというものでよいですか。</p>
事務局	<p>業違反にかかる違反者氏名公表の対象は、業違反により、営業停止命令または業登録の取り消し処分を受けた場合になります。</p> <p>屋外広告業登録制度は、良好な業者様に頑張ってもらって、悪質な業者については排除していく、ということを目的とした制度です。業違反を行った業者を公表することによって、広告主の方が、発注先の業者を選択するときの判断材料にさせていただくことが可能となり、制度の趣旨からしても、あるいは広告主にとってもメリットがあり、公益性があるというのが、ここでいう公益性が高いということでもあります。</p> <p>逆に、屋外広告物の違反については、広告主が違反することになりますが、ある広告主が違反広告物を掲出しているということを、県民に対して公表とした場合、公表すること自体にどのような公益性があるかと言われると、少し説明が難しいというのが現状です。ただ、県内の独自条例市でも、この違反者氏名の公表制度をすでに設けられているところが多数ありますので、制度としてできないことはないだろうと思っています。</p>
委員	<p>違反表示、違反シールの貼付というのは、これは実際の広告物に貼りつけるということですか。資料に記載のある、国交省のサンプルは、サイズはどの程度のものですか。</p> <p>違反シールを貼るのは良いのですが、貼ったことで、逆に広告物が機能しないとか、景観を乱すような状況になってしまうのであれば、本末転倒になるので、これがどのような状態になるのかが気になります。</p>

事務局	<p>国交省のサンプルに、サイズの規定はなかったと思いますが、注意事項としては、広告物の表示を阻害するような場所、面積であってはいけないというようなことが記載されていたかと思います。</p>
委員	<p>除却命令を措置命令に統合するということを提示いただいています、現行では、罰則については、除却命令の対象になるものは罰金 50 万円、措置命令の対象になるものは罰金 30 万円となっています。改正で措置命令に統合する場合、罰金額はどのようにするのですか。</p>
事務局	<p>現段階では、50 万円か 30 万円のどちらの罰金額にするのか、検討はまだできておりません。除却命令と措置命令を分けている自治体は少数派で、県内の市町でもすでに統合済みの事例がありますので、各市町の罰則規定がどのようになっているのか確認します。統合済みの市町では、措置命令のうち、除却命令の場合は 50 万円、それ以外の措置命令であれば 30 万円というような形で、措置命令に統合した上で、内容によって罰則規定を変えているという事例もあります。</p>
委員	<p>違反広告に関して、どのようなかたちで取り締まられていくものなのですか。一市民として、町の中を歩いていて、この広告は適法なのだろうか、という疑問が湧くことがあります。実際、違反かどうかというのは、県の方が、例えばパトロールをされて、発見された時点でわかるということでしょうか。</p>
事務局	<p>許可対象の広告物については、許可をした段階で、行政の窓口から許可証票を発行しますので、その許可証票を広告物に貼っていただく、あるいは許可番号等を表示していただくことになっています。ですので、許可証票や表示がないものについては、無許可や基準に違反した広告物である可能性があるということが、まずはわかります。許可を受けていても、許可証票を貼っていない場合もあるので、一律に判断できるわけではないのですが、まずは許可証で判断いただければと思います。許可証票が貼っていれば違反ではないし、許可証がなければ違反の可能性があるということで、ご判断いただければと思います。</p> <p>県民の方からの通報はあまり多くはありませんので、基本的には行政がパトロールをして、許可が出ていないものや許可基準に違反しているものを見つけ、指導をするというのが現状の主なやり方になります。</p>
委員	<p>違反広告物のパトロールはどの程度実施しているのですか。</p>
事務局	<p>いま、県条例を運用していただいているのが、2 市 6 町ですが、パトロールを実施できている市町と、全く実施していない市町と両方ございます。</p>
委員	<p>認定公共的広告物に関してですが、現状、公共的な広告物が景観を阻害</p>

	<p>していたりすることが往々にして見られます。</p> <p>認定公共的広告物の認定の仕方については、単に知事とか町長が認定すればいいということではなくて、景観審議会にかけるかどうかは別として、内規やガイドライン、景観アドバイザー、表彰等を活用して、あまりフリーにしないほうがいいと思います。特に、この公共的の「的」というのが曲者なので、ぜひもう少し区切りをつけていただきたいところです。</p> <p>公共的なものこそ、より積極的に内容にも踏み込めるような施策ができる可能性があるものだと思いますし、より良い広告景観をつくっていく上で、大事だと思います。そういった具体的な規定や仕組みについて、今後の視野として、入れていかれた方がいいと思いました。</p> <p>この認定というのは、物件に対しての認定ですか、それとも主体に対しての認定ですか。</p>
事務局	<p>改正案は、個々の広告物に対する認定です。現行では主体が公共的団体であることが適用除外の対象となる条件の1つとなっていますが、改正案では、主体の限定は外した上で、個々のものについて認定するというようにしているものです。</p>
委員	<p>認定公共的広告物と認定優良広告物については、運用の仕方をまた詰めていければと思います。</p>

③許可基準改正の詳細

事務局	(許可基準改正の詳細について説明)
委員	<p>色彩基準の見直しについて、営利用案内図板では、具体的に指定色を決められているのは良いと思いますが、その他も含めて、今後色彩基準を検討していくにあたって、きつい色の組み合わせを防止することも検討いただきたいと思います。彩度の高い2色が組み合わせることで、景観上非常によくないものになる可能性というのは、必ずあると思います。配布資料の中でも、芦屋市なんかも、きつい色の組み合わせを具体的に指定して、そのような色彩は避けていただくという記載があります。そのような点について、特に営利用案内図板で気になります。それぞれの企業カラーが表示されることもあるかと思いますが、基準として設けられるのであれば、その視点が必要だと思いました。</p> <p>営利用案内図板の側面、小口の部分も、茶色に塗っていくという認識でよいでしょうか。</p>
事務局	<p>営利用案内図板の側面については、特に検討できておりません。支柱や板面の裏面も含めて、どこまで色規制を行い、指定色で求めていくのかは、今後検討していきたいと考えております。</p> <p>営利用案内図板の色規制は、事業者からの反発も大きいことが予想されますので、必要ところはしっかり規制しますが、業者へのヒアリング等も行い、事業者にとって厳しすぎるということがあれば一定除外するという点も検討が必要だと考えております。</p>
委員	<p>支柱の色も難しいと聞いていますが、統一していくという時に、支柱の色がバラバラで、景観上すごく雑然と見えてしまうというのでは残念ですので、何か考えられればと思いました。</p>
委員	<p>良い場所ですと、1ヶ所の交差点に複数の業者が広告を建てています。業者によっては、支柱の色が茶色であったり、ベージュであったり、白であったりします。3者揃ったら、様々な色の支柱が建っているというケースが、大津や草津などではよく見られます。</p> <p>今回、縁取りをこのようなネイチャーカラーなどにされるというのは、非常に踏み込まれたなど大変評価しています。第1～4種地域の自家用・野立広告で、面積だけでなく、横幅も規制されるのは、ある程度かたちが整った看板が立つような景色に持っていきたいということで、この点も大変踏み込んでいただいているなどと思います。</p> <p>ただ、実際は本当に景観を良くしようと思うと、縁の色を統一しただけではあまり効果がないと思います。本当に踏み込むのであれば、看板の裏面や骨組みの色も統一するという点になるかと思っています。表の誘導表示</p>

	<p>部分の 40%はあるとしても、残りの 60%については、ほとんどフリーで、今の状況と変わっていない改正案になっています。この部分は、写真も使っていていいわけですし、カラーも特に規制がない。書ける文言も、普通に広告として機能するような内容を何でも書いていいことになっています。少なくとも公共看板の分類に入れるのであれば、会社名などだけにするとかでなければいけないと思います。</p> <p>もう少し踏み込んでいただかないと、例えば、看板が乱立している場所だと、縁取りを統一させるだけでは、縁取りがすごく目立ってきて、大きさも高さもバラバラで、ガチャガチャした縁取りがたくさん立ち並んでいるようなかたちにもなると思います。特に、ニーズの高い交差点に関しては、複数の会社が入りまじっても、高さと大きさもそろえていくというようなところまで踏み込んだほうがいいと思います。裏までは難しいかもしれませんが、少なくとも前から見た状態ぐらいは、もう少し無理を言ってもいいのではないかと思います。</p>
委員	<p>成功事例を作るということも、よく言うのですが、新しい道ができた時とかに、特別厳しい、あるいはさらに統一性を担保するようなルールを作ってもいいのではないかと思います。</p> <p>横幅規制も、改正案では横幅の範囲を定めてありますが、新しくできたこの道で看板を建てる場合は、はっきり縦が何メートル、横が何メートル、という統一規格サイズでしてください、というような基準もありではないかと思います。それで統一されたサインが、たとえそれが 200 メートルとか 300 メートルと短い道でもいいですが、かなり完成度の高いところであれば、そこを参考に、次の具体的な条例のプラン、改正プランを考えていってもらいたい、参考にしてもらいたいと思います。目で見て分かるような、そういう事例を作っていただけたらなと思います。</p>
事務局	<p>案内図板のデザイン等については、どこまで踏み込むかという点が、今後、検討が非常に重要なところになってくると思っております。あまり厳しくしすぎると、今度は許可申請も出てこないという話になると、それはそれで困る部分もありますので、自由欄をどうするかというのも含めて、今後検討させていただきたいと思っておりますし、またご審議をいただきたいと考えております。</p>
委員	<p>もっと厳しくというご意見も出していただきましたが、色指定や縁取り、1つあたりの面積上限による分節化の促進、幅規制による連続性の担保、広告照明の光色等、このあたりは、要するに滋賀の広告景観をこういうテーマ、コンセプトでいきますよ、という一定の価値判断を出していくということになります。価値判断を伴うものですから、この部分に対して、</p>

	<p>どのような説明をして、その結果、こういうデザインとか、こういう形態を提示しているのだ、というところの一定の説明が必要になってくると思います。</p> <p>また、その妥当性が、一つ議論になってくる点ですし、説得する上でも大事なことだと思いました。いいことだと思うのですが、今後しっかりと、詰めていく必要があるだろうと思います。</p>
委員	<p>文字サイズ規制に関しては、先ほど意見が出ておりました、企業カラー等をどこまで尊重していくのかという点と同じように、例えば、資料中の看板であれば、この文字の部分は、おそらく商標登録的なものがあり、ロゴマークのような扱いも考えられます。どこまでを文字として扱い、どこからをマークとして考えるのかというのはあると思います。全体を縛っていくのはまだわからなくはないですが、CI（コーポレートアイデンティティ）の一環であるマークについては、一定考えていく必要があると思います。</p>
委員	<p>これらの論点については、また今後、具体的に1年間かけて審議していくということですので、またご意見等ございましたら適宜いただければと思いますし、検討を進めていきたいと思いますのでよろしくお願いします。</p>

以上